

議案第 16 号

米子市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法(平成23年法律第78号)第32条の規定により、
米子市スポーツ推進委員を委嘱する。

令和3年3月18日

米子市教育委員会

- 1 委員の任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで
- 2 委員の氏名等 別紙のとおり

第9期米子市スポーツ推進委員候補者名簿

任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

氏 名		担当
金田 祐二	菅原 篤子	就将
武甕 延雄	野口 みどり	啓成
田原 健二	萬 隆志	明道
木村 衛	岡本 博文	義方
本田 卓巳	荒木 大輔	福生東
西村 秋仁	遠藤 辰徳	福生西
池口 栄夫	斎藤 悦子	車尾
高辻 晃	矢野 華蓮 (新)	福米東
木下 宏明	園山 ひろみ	福米西
村尾 法義 (新)	和泉 健司	加茂
谷口 美保	松下 猛	河崎
中西 賢一	鷺見 和恵	住吉
清長 壽光 (新)	西田 軍治	夜見
花井 聡子 (新)	松本 成史	富益
矢倉 文夫	角 小枝子 (新)	和田
清水 美恵	松田 健司	大篠津
山口 由美子	松本 高文	崎津
藤井 和子	田中 哲也	彦名
毛利 公一	金本 仁	成実
長井 務	長谷川 直子	尚徳
松本 年男	長谷川 綾 (新)	永江
川上 誠	木山 昌巳	五千石
大森 一男	佐藤 直也	春日
原 弘志	西田 寛	巖
木下 鴻	後藤 照美	大高
須山 勝	田渕 裕樹	県
鉄尾 幸也	坂本 雄一 (新)	淀江
佐藤 仁 (新)	角田 浩紀 (新)	大和
森田 薫 (新)	亀田 浩二 (新)	宇田川

氏 名	担当
木村 繁	全市
岡田 信行	
田中 敦則	
内藤 英二	
大森 典子 (新)	
吹野 博子	
田中 溥朗	
田邊 智恵子	
山川 正高	
亀鷹 玉美	
堀 博之	
坪倉 幹人	
長谷川 晋也	
安田 智	
藤原 和子	
田代 貢	
鷺見 英子	
片上 信行	
田中 静子	
山形 俊夫	
福島 公明	

* (新) は新任

議案第 17 号

米子市文化財保護審議会委員の委嘱について

米子市文化財保護審議会条例（平成 17 年米子市条例第 196 号）
第 3 条の規定により、米子市文化財保護審議会委員を次のとおり委嘱
する。

令和 3 年 3 月 18 日

米子市教育委員会

1 委員の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所属・役職等
学識経験の ある者	浅 井 秀 子	鳥取大学工学部准教授
	金 澤 雄 記	広島工業大学工学部准教授
	神 谷 要	米子水鳥公園ネイチャーセンター館長
	喜多村 理 子	鳥取短期大学非常勤講師
	鷲 見 寛 幸	大山町教育委員会教育長
	田 中 秀 明	学識経験者
	常 松 喜恵子	声楽家
	丸 山 柚 美	工芸作家
	山 道 俊 哉	鳥取県立米子工業高等学校教諭
	山 本 恭 子	米子市立山陰歴史館副館長兼主幹学芸員

議案第 18 号

史跡米子城跡整備検討委員会委員の委嘱について

史跡米子城跡整備検討委員会設置要綱第3条の規定により、史跡米子城跡整備検討委員会委員を次のとおり委嘱する。

令和3年3月18日

米子市教育委員会

1 委員の任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

2 委員の氏名、所属等

区 分	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
学 識 経 験 の ある 者	石 倉 准 次 郎	米子市観光協会事務局長
	小 椋 弘 佳	米子工業高等専門学校建築学科准教授
	金 澤 雄 記	広島工業大学工学部准教授
	神 谷 要	米子水鳥公園ネイチャーセンター館長
	川 越 博 行	米子観光まちづくり公社理事長
	高 田 健 一	鳥取大学地域学部教授
	田 中 秀 明	米子市文化財保護審議会会長
	辻 谷 由 美	米子市女性人材バンク、車尾公民館運営委員長
	中 井 均	滋賀県立大学人間文化学部教授
	永 松 大	鳥取大学農学部教授
	萩原 さちこ	城郭ライター、公益財団法人日本城郭協会理事
	林 貞 男	学識経験者
	福 田 憲 保	米子市中心市街地活性化協議会事務局長
教育委員会が 適当と認める者	前 角 達 也	学識経験者
	植 田 和 年	久米町自治会長、就将公民館長

議案第 19 号

米子市公民館長の任命について

社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 28 条の規定により、公民館の館長を次のとおり任命する。

令和 3 年 3 月 18 日

米子市教育委員会

- 1 館長の任期 令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
- 2 館長の氏名等 別紙のとおり

公民館長候補者名簿

公民館名	候補者名	備考
明道公民館	植田 三男	再任
就将公民館	植田 和年	〃
啓成公民館	秋田 健一	〃
義方公民館	松山 禮三	〃
住吉公民館	大谷 隆康	〃
車尾公民館	増山 斉吾	〃
加茂公民館	和泉 浩司	〃
河崎公民館	矢末 誠	〃
福生東公民館	権代 雅志	〃
福生西公民館	生田 兵衛	〃
福米東公民館	寺澤 一則	〃
福米西公民館	森灘 喜代政	〃
彦名公民館	井上 晴文	新任
崎津公民館	村瀬 豊	再任
和田公民館	西井 通	〃
富益公民館	中村 勉	〃
夜見公民館	口田 剛史	〃
大篠津公民館	松岡 厚嗣	〃
成実公民館	足羽 輝美	〃
春日公民館	河本 隆弘	新任
尚徳公民館	武本 和之	再任
五千石公民館	湯原 剛文	〃
永江公民館	須山 耕市	〃
巖公民館	森上 勝美	〃
県公民館	松山 定次	〃
大高公民館	関山 公郎	〃
淀江公民館	國頭 徹夫	〃
宇田川公民館	谷野 敏史	〃
大和公民館	丹羽 久雄	〃

任期 令和3年4月1日～令和5年3月31日

議案第 20 号

米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
の制定について

米子市立学校の管理運営に関する規則をここに公布する。

令和 3 年 3 月 日

米子市教育委員会教育長 浦 林 実

米子市教育委員会規則第 号

米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
 米子市立学校の管理運営に関する規則（平成１７年米子市教育委員会規則第１３号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員組織） 第22条 学校に、校長、副校長、教頭、<u>主幹教諭</u>、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、学校栄養職員、事務職員、学校主事及び学校司書を置く。ただし、特別の事情のあるときは、副校長、<u>教頭</u>、<u>主幹教諭</u>、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、学校栄養職員、事務職員、学校主事又は学校司書を置かないことができる。 ２・３ 〔省略〕 （校長以外の職員の職務） 第24条 校長以外の職員の職務は、他に定めがあるもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 〔省略〕 <u>(3) 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。</u> <u>(4)～(13)</u> 〔省略〕 （教務主任等） 第28条 学校に、教務主任、学年主任、司書教諭、保健体育主事、人権教育主任及び特別支援教育主任（以下「教務主任等」という。）を置く。ただし、<u>次項から第７項までに規定する教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他</u>特別の事情のあるときは、これらを置かないことができる。 ２～８ 〔省略〕	（職員組織） 第22条 学校に、校長、副校長、教頭、教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、学校栄養職員、事務職員、学校主事及び学校司書を置く。ただし、特別の事情のあるときは、副校長、教頭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>、学校栄養職員、事務職員、学校主事又は学校司書を置かないことができる。 ２・３ 〔省略〕 （校長以外の職員の職務） 第24条 校長以外の職員の職務は、他に定めがあるもののほか、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) 〔省略〕 〔新設〕 <u>(3)～(12)</u> 〔省略〕 （教務主任等） 第28条 学校に、教務主任、学年主任、司書教諭、保健体育主事、人権教育主任及び特別支援教育主任（以下「教務主任等」という。）を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これらを置かないことができる。 ２～８ 〔省略〕
備考 表中の〔 〕の記載は、注記である。	

附 則
 この規則は、令和３年４月１日から施行する。

議案第 20 号 参考資料

米子市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

1 一部改正の理由

令和 3 年度より、米子市立小・中学校に主幹教諭の職を設置することに伴い、米子市立学校の管理運営に関する規則に主幹教諭に係る内容を新たに記載する必要があるため。

2 主な改正箇所

- (1) 22 条の職員組織に主幹教諭を追記
- (2) 24 条の校長以外の職員の職務に主幹教諭の職務を追記
- (3) 第 28 条の教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、教務主任等を置かないことができることとすることを追記